

核兵器禁止条約批准 50 カ国達成を歓迎し、日本政府に批准を求める声明

2020年10月25日

太平洋核被災支援センター

「核兵器禁止条約」は2017年7月7日、国連で圧倒的多数の賛同(賛成122、反対1、棄権1)により採択され、2020年10月24日、ホンジュラスが50番目の批准書を寄託し、同条約は来年1月22日に発効することが確定しました。

広島・長崎への原爆投下から75年、ビキニ水爆実験から66年経て、核兵器が違法化される時代が幕開けします。「核と人類は共存できない」ことを体験した私たちにとって待ちに待った歴史的進展であり、心より核兵器禁止条約の発効を歓迎します。同時に、ヒロシマ・ナガサキ・ビキニ・フクシマと4度の核被災を体験し、核兵器禁止条約採択に積極的役割を担うべき日本政府に直ちに批准し、締約国会合への参加することを求めます。

条約第6条「被害者支援と環境改善」に次のように記されています。

一、締約各国は、核兵器の使用や実験に伴って悪影響を受けた管轄下の個人に関し、国際人道・人権法に従って、医療ケアやリハビリ、心理的な支援を含め、年齢や性別に適した支援を十分に提供する。社会的、経済的な面についても同様である。

二、締約国は管轄・支配下の地域が核兵器の実験や使用に関連する活動の結果、汚染された場合、汚染地域の環境改善に向け必要かつ適切な措置を取る。

1954年3月から5月にかけてアメリカが太平洋・ビキニ環礁で実施した6回の水爆実験で第五福竜丸はじめ日本のマグロ船が被ばくした事件は広島、長崎への原爆投下に続く「第3の被ばく」として国際的に注目されました。日本政府は3月～12月までに帰港した漁船を対象に魚の放射線量を検査し、約500トンのマグロが廃棄され、汚染マグロを廃棄した日本漁船は延べ約1000隻に上りました。放射性降下物はビキニ環礁から日本・フィリピン・メキシコなど北半球を中心に地球規模で広がり、アメリカ中西部には日本の5倍も降っています。6回の実験の総核威力は48.3メガトン(広島原爆の約3220倍)、放射性降下物総量は100日後で22.73メガキュリー(2273万キュリー、84万テラベクレル)とアメリカエネルギー省公文書は記録しています。

日本政府はビキニ水爆被災を損害賠償でなく「対外工作資金」から支出する見舞金で解決することと戦犯の早期釈放、ガリオア貸与金返済問題が相互に関係ある案件(取引材料)として外務省交渉をすすめ、帰港時のマグロの放射線検査を12月中止し、1955年1月、アメリカに「損害賠償」を求めず「見舞金」として200万ドルを受け取り、これで最終解決とする政治決着をしました。アメリカが公海で一方的に行った核実験は国際法違反であり、マグロ漁をしていた日本漁船に責任はありません。この政治決着によって放置された被災船員・遺族が62年を経て2016年の5月9日に日本政府の責任を問う訴訟を起こしました。

高知地裁・高松高裁では、国の責任は問われませんでした。核実験被災を認め、司法・立法による救済の検討を求めました。

アメリカはその後も大気圏核実験を繰り返して太平洋で 105 回もの核実験を実施しました。アメリカ、旧ソ連、イギリス、フランス、中国などの核保有国の大気圏核実験は合計 488 回にも及び、地球の放射能汚染、放出される放射線の影響は地球全体に広がりました。「部分的核実験停止条約」により 1963 年 8 月、主な大気圏内核実験は中止されましたが、しかし、核実験を行った核保有国はいずれも、その被害の実相を明らかにせず、その後も地下核実験を続け、1998 年までに合計 2000 回以上の地下核実験を行いました。核実験実施国はこれまで核実験場周辺の住民やマグロ漁船員などの被ばく者の救済に背を向けてきました。

日本政府は、4 度の核被災を体験した国として、核問題を総合的に検証し特に核保有国に対して、自国の核実験について検証するよう提起すべき役割を担っています。

核実験による被災は地球規模に広がっているが、核保有国の国民は核被災の実態を核実験参加兵士の問題として過少に伝えられています。核兵器禁止条約が核保有国の参加をえるためにも、世界が共同して、核兵器の使用と核実験、原発事故がもたらした地球規模の環境汚染と人類の生命への長期的な脅威を示すべきです。

1、被ばく者・被災者の皆さんとともに核兵器完全廃絶をめざす世論を高め、核の傘の下にある日本政府に条約の批准と締約国会合への参加を求める運動を発展させましょう。そして、韓国、北朝鮮など東アジア非核地帯化をめざしましょう。

2、核汚染から地球を守るために「条約」をわかりやすく教材化し、世界各地で市民レベルの学習・討議を進め、とくに青年・子どもたちの参加・交流を広めましょう。太平洋核被災支援センターも DVD「核被災と核兵器禁止条約」(日本語・英語・韓国語・ロシア語版)を作成し活用を呼び掛けています。

3、世界の核被災地域で核保有国の核使用・核実験の実相を科学的に検証し、核被災ネットワークを形成し、被ばく者・被災者に対する補償制度の確立を進めましょう。日本弁護士連合会は、核実験被災船員の救済を国際的人権問題として意見書を提出しています。そのためにも、世界の核実験被災救済の取り組み中である高知県に、国際的な視察団が来られるよう要望します。